

## 第4回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト募集要項 ＜設計者向け＞

### はじめに

現在の日本では、少子高齢化が進み、家族や地域コミュニティのつながりが希薄になるなど、社会構造の変化が加速しています。それに加えて「個」の尊重、多様性の受容が求められるなど、人々の価値観や時代の空気感も変わりつつあり、社会における福祉のあり方が改めて問われています。

日本財団は60年以上にわたり、時代の変化をいち早く捉えて福祉分野におけるさまざまな支援に取り組んできました。だからこそ私たちは今、福祉のあり方を根本から見直し、みらいに向けてアップデートする必要性を感じています。

その実現を目指すためには、地域づくりの視点が不可欠です。これまで利用者と地域の人たちとの間に存在していた境界線を取り払い、福祉そのものが地域の日常的な風景の中に溶け込むような活動が求められています。すでに一部では、地域社会および利用者のニーズを叶える新しい取り組みがはじまっています。

本プロジェクトでは、みなさんと共に福祉と地域のみらいをつくっていくことを目指します。建築デザインを重要な要素として位置づけ、地域で暮らす人たちに愛され、多様な人の日常を支える福祉拠点のプランを募集します。

福祉事業者と建築家・設計者が協働し、あらゆるステークホルダーと丁寧に対話・議論を重ねることによって、「みらいの福祉」について真剣に考える場や機会が増え、その取り組みが全国へと広がっていくことを期待しています。

※「第4回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト募集要項＜事業実施団体向け＞」もあわせてご確認ください。

## 名称

第 4 回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト

## 主催者

公益財団法人 日本財団

## 対象団体（事業実施団体）

※「第 4 回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト募集要項〈事業実施団体向け〉」1. 対象となる団体に同じ。

## 設計者参加資格

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録を受けた一級建築士事務所であること。
- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- (3) 法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税、地方消費税、都道府県民税、市区町村税を滞納していないこと。
- (4) 建築士法第 2 条に規定する一級建築士を、管理技術者として設計業務に配置することができること。
- (5) JV の構成は可能とします。

## 制限等

- (1) 連名による設計デザイン案提出はできません（統括責任者は一人とします）。
- (2) 下記に掲げるものは参加することができません。
  - ・ 審査委員およびその親族
  - ・ 審査委員およびその親族が主宰、役員、顧問として所属している組織に属する者
  - ・ 審査委員が大学に所属する場合において、その審査委員の研究室に現に所属する者
  - ・ 主催者および事務局関係者

## 対象となる事業

※「第 4 回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト〈事業実施団体向け〉」3.対象となる事業に同じ。

## 審査方法およびスケジュール

※「第4回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト〈事業実施団体向け〉」9. 審査方法およびスケジュールに同じ。

## 審査に関する事項

※「第4回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト〈事業実施団体向け〉」10. 審査に関する事項に同じ。

## 賞

事業実施団体への助成の決定（目安：10事業）および表彰

※ 順位付けはいたしません。

## 提出資料

「第4回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト〈事業実施団体向け〉」8. 申請手続きの流れ・申請受付期間をご確認ください。

以下、設計者が関与する提出資料の詳細を記載します。

### (1) 設計デザイン案

※登録は設計者が行いますが、設計者と団体との共同作業によって作成してください。

下記の(ア)～(エ)までの内容をA2サイズ（420mm×594mm）2枚に表現してPDFデータ（2枚で1ファイルとし、10MB以内）でご提出ください。

用紙は横使いとします。各ページの使用方法や表現方法は自由です。図案の種類は指定はありませんが、空間構成、ゾーニングや動線の組立て、形や利用についてのイメージが判るように表現してください。

(ア)設計コンセプト（説明図、概念図等も適宜使用可）

(イ)図面（平面図・立面図・断面図・配置図、外構計画等。縮尺は自由）

(ウ)主要な内観、外観および外構計画イメージ図（縮尺は自由）

(エ)事業実施団体名（＝申請団体名）を法人格＋法人名にて1枚目右上に記載

※複数の法人が関わる場合であっても事業実施団体＝申請団体（1法人）を記載ください。

### <注意点>

※ 設計者の住所・氏名・暗号等は一切記入しないでください。

※ 使用言語は日本語とします。

※ 設計デザイン案の提出は、事業実施団体による申請1事業につき1案です。

※ 申請と関連の無い建築物（予定地周辺の既存の建物や、自己資金で将来的に建築する予定のものなど）については、提案内容に含めないか、申請対象部分が明確に分かるように表現してください。

※ 設計デザイン案の提出後は、内容の追加・修正を認めません。

※ 規定以外の資料等が提出されても審査の対象としません。





## 費用負担

本募集の申請に関わる費用は事業実施団体および設計者の負担としますが、最終審査プレゼンテーションを行う事業の設計者に対しては、プレゼンテーション準備費用として 20 万円を支払います。

## 著作権

- (1) 提出された設計デザイン案の著作権は、提出した設計者に帰属するものとします。
- (2) 主催者は、本募集で助成決定した設計デザイン案を展示、出版、広告、ホームページへの掲載、その他の広報活動に使用する優先的権利を有するものとし、この場合の使用料は無償とします。

## 失格事項

- (1) 登録ページ未登録者が資料を提出した場合。
- (2) 資格を有しないにもかかわらず設計デザイン案や資料を提出した場合。
- (3) 設計デザイン案や提出資料に虚偽の記載がある場合。
- (4) 設計デザイン案や提出資料の作成方法、提出方法および提出期限を守らない場合。
- (5) 設計デザイン案が定められた仕様に違反している場合。
- (6) 他者の作品を盗用した疑いがあると審査委員会が認めた場合。
- (7) 審査委員またはその関係者に対し本募集に関する不正な接触または要求をした場合。
- (8) 設計デザイン案が第三者の著作権、意匠権等を侵害している場合。
- (9) 募集及び審査期間中に建築設計の指名停止となった場合、若しくは参加資格を失った場合。
- (10) 審査委員会が不適格と認めた場合。

## その他留意点

※「第 4 回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト募集要項〈事業実施団体向け〉」12. その他留意点に同じ。

## 個人情報の取り扱い

※「第 4 回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト募集要項〈事業実施団体向け〉」13. 個人情報の取り扱いに同じ。

## よくあるご質問

Q. 前回までの「日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト」に申請し不採択となった事業の設計デザイン案を再度提出してもよいか。

A. 提出は可能です。都度審査させていただきますので、前回不採択であったためにただちに不採択となる、ということではございません。ただし、事業実施団体とともに、内容のアップデートや見直しなど、ご留意く

ださい。

**事務局**

「日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト」事務局（株式会社建報社 内）

nfp@kenchiku.co.jp

※助成金に関するお問合せは特設サイトより専用フォームにアクセスしてください。